◆無償レンタル新品プリンター兼
年間使い放題定額インクプラン申込書

販売店： 株式会社WeVic　WeVic
住所：東京都渋谷区笹塚２丁目４３番７号２F
TEL:03-5302-3677

◆本紙表裏面規約を確認し、下記の通り申込致します。　　申込日　　年　月　日

会社名（乙）	印			部署名/ご担当者
所在地	〒			
連絡先（TEL/FAX）	Tel	Fax		Email:
機器設置情報	設置場所住所（所在地と異なる場合、ご記入ください）		台数	無償レンタル機種
設置場所①				
設置場所②				
設置場所③				
設置場所④				
設置場所⑤				
特記事項				

◆レンタル費用詳細	初期設置費用	工事費用	機器レンタル保証金	定額インク料金/年額	定額インク料金/月額
設置場所①				円	円
設置場所②				円	円
設置場所③				円	円
設置場所④				円	円
設置場所⑤				円	円
合計				円	円
前払い定額インク料金	―	―	―	円	円

【1年間使い放題定額インクプラン申込規約】

（契約の概要）

無償レンタルプリンター兼１年間使い放題定額インクプラン申込書は、販売店である株式会社WeVic（以下、「甲」という）と本件申込者（以下、「乙」という）とは、別途定める付属規約に基づき甲が所有する新品機器を無償でレンタルし、その機器に対応するインクを１年間使い放題のプランを定額料金で販売することに関する契約（以下、「本契約」という）を、締結するものとする。

（契約期間）

甲からレンタル機械の引渡を受けた日から１年間。但し、期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙が書面による異議を述べない限り、更に１年間自動的に更新されます。

（初期設置費用・工事費用・機器無償レンタル保証金）

乙は、甲に対し、初期設置費用：　　　　円、工事費用　　　　円、機器無償レンタル保証金　　　　円を支払う。但し、機器無償レンタル保証金は、12ヶ月間以上ご契約を継続いただきますとご返金いたします。

（1年間使い放題定額インクプラン料金及び支払方法とお支払い遅延のご対応）

１年間使い放題定額インクプランの年額　　　　円です。支払方法は、12カ月間の均等支払になります。但し、当初2回分は、契約時に一括でお支払いをいただきます。3ヶ月目からは、自動送金システムのご契約に基づき金融機関からの引き落となります。なお、2ヶ月間連続して金融機関から定額インク料金の引き落としが遅延いたしますと、本ご契約は、自動的に解除されますのでご注意下さい。また、その場合は、お預かりしている機器レンタル保証金及び前払い定額インク料金のご返金できません。

（無償レンタル機器の納品・設置方法）

当初2回分の１年間使い放題定額インクプランのご入金が確認しましたら、無償レンタル機器を５営業日以内に納品及び設置を行います。

（使い放題定額インクの納品方法）

インクの量が少なくなりましたら事前にご連絡下さい。契約期間中であれば何度でも配達いたします。定額ですから追加料金はいただきません。

無償レンタルプリンター及び１年間使い放題定額インクプランに関する規約

第1条（目的）

甲は、本件機器を乙に無償でレンタル（以下「無償レンタル機器」という）し、乙の指定し、甲が認めた場所に設置を行います。乙はこれを１年間借り受け、１年間使い放題のインクプランの契約するものとします。

第２条（期間及び更新）

1　甲が乙に機器を無償レンタルする期間（以下「レンタル期間」という）は、乙が甲から無償レンタル機器の引渡を受けた日から１年間とします。

2　無償レンタル機器及び１年間使い放題のインクプラン契約は、契約期間内の解約できません。但し、１年間使い放題のインクプランの契約残存期間に対応する残金をお支払頂ければその限りではありません。）

3　無償レンタル機器及び１年間使い放題のインクプラン契約は、期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙が書面により解約の意思を相手側に伝えない限り、１年間、自動的に更新されるものとします。

4　契約期間の満了後も、甲が乙に無償レンタル機器の返還を完了するまで、無償レンタル機器及び１年間使い放題のインクプラン契約は継続するものとします。

第３条（無償レンタル機器の引渡及び検査）

1　乙は甲から無償レンタル機器を引渡を受けた後、直ちに性状を検査するものとします。

2　前項の検査の結果、何らかの問題があった場合（ご指定の機器と異なる無償レンタル機器が納入された場合を含みます）、引渡を受けてから１週間以内に甲に通知するものとします。通知を受けた後、甲は、直ちに無償レンタル機器の入れ替えを行います。

3　前項の通知がない場合、無償レンタル機器は、完全な状態で引渡されたものとみなさせていただきます。

第４条（納品後の無償レンタル機器の瑕疵）

1　乙の、起因よる無償レンタル機器の故障、破損、盗難、または、第三者に譲渡、転貸しによる甲への損害に対する現状復帰は、その費用を乙が全額負担し、無償レンタル機器を当初の設置場所へすみやかに復帰させ、第三者との損害賠償等の問題は、乙が自ら解決することとします。

2　第1項の場合、本レンタル契約は影響を受けません。

第５条（機械の使用及び保管）

1　乙は、無償レンタル機器を契約設置場所で使用し、書面による同意がない限り、移動してはならないものとします。

2　甲は無償レンタル機器を保守管理し、乙は使用または保管に関し、甲の指示及び契約の内容を遵守するものとします。

3　甲は、いつでも無償レンタル機器の保管及び使用状況を検査でき、乙は、検査に協力しなければならないものとします。

4　乙は無償レンタル機器の保管状態や使用方法等により、過って第三者に損害を与えた場合はその責は乙にあることを確認いたします。

第６条（所有権の表示）

1　無償レンタル機器の所有権は甲にあり、甲の所有するレンタル機器である旨を機器表面に表示することができるものとします。

第７条（使用目的）

1　乙は、無償レンタル機器を、事務所用として使用し、取扱説明書以外の目的に使用しないこととします。

第8条（善管注意義務）

1　乙は、無償レンタル機器を本来の用法に従って使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理することとし、無償レンタル機器を毀損や価値を減少させることのないよう努めなければなりません。

第9条（譲渡・転貸等の禁止）

1　乙は、無償レンタル機器を第三者に譲渡し、又は転貸したり使用させることはできません。

2　乙は、本無償レンタル機器及び１年間使い放題定額インクプラン契約上の権利を第三者に譲渡することはできないものとします。

第10条（修理）

1　甲は、第２条第１項に定めるレンタル期間を無償レンタル機器の保証期間とし、第４条第１項に定める乙に起因の無い故障等に関しては無償で修理いたします

2　修理及び交換時の配送料は乙の負担とします。

3　乙は、無償レンタル機器に関する故障等が発生した場合、直ちに甲に通知し、甲に協力するものとします。

第11条（無償レンタル機器の滅失・毀損）

1　乙は、無償レンタル機器の引渡後、返還までの間に、無償レンタル機器が紛失、盗難、火災又は風水害等によって滅失　（修理が不可能又は著しく困難な場合を含みます）又は毀損した場合も、本契約上の債務を履行するものとします。

2　前項の場合、乙は、第２条第２項の規定にかかわらず、１年間使い放題定額インクプラン契約の残額を支払って本契約を終了させることができます。

3　本条第１項の場合において甲が保証金を受領したときは、無償レンタル機器が乙の起因により滅失及び毀損した場合は、１年間使い放題定額インクプラン契約残額に保証金を充当いたしいます。

4　乙の都合で機種変更する場合は、無償レンタル機器及び１年間使い放題のインクプラン契約の残存期間に対応する残金をお支払いただいた後の新た契約になります。（送料別）

5　無償レンタル機器の機種ごとに勧奨出力数を越えてヘッドが損傷した場合、修理及び交換の費用は乙が負うものとします。

6　前項の場合、乙は、第２条第２項の規定にかかわらず、無償レンタル機器及び１年間使い放題のインクプラン契約の残存期間に対応する残額を支払って本契約を終了させることができます。

第12条（解除）

1　乙に本契約に基づく債務の不履行があった場合、甲は、何らの催告を要せずに本契約を解除できるものとし、乙は無償レンタル機器及び１年間使い放題のインクプラン契約の残存期間に対応する残額を速やかに支払うものとします。

2　乙は本契約を解約する場合は、1ヶ月前に乙は甲に書面で通知するものとし、無償レンタル機器及び１年間使い放題のインクプラン契約の残存期間に対応する残額を速やかに払わなければなりません。

第14条（無償レンタル機器の返還）

1　レンタル期間が満了し、本レンタル契約が解除された場合、乙は甲が指定する場所に無償レンタル機器を速やかに変換するものとします。

第15条（通知・説明義務）

1　乙は、住所、氏名、商号、本店所在地又は代表者等、重要事項に変更があった場合は、速やかに書面により甲に通知するものとします。

本条は1部を作成し、原本は甲が管理し、コピーを乙及び販売店が管理するものとします。

無償レンタルプリンター及び１年間使い放題定額インクプランに関する規約を確認しました。　　印